

## 事業規程変更届出書

〇〇〇〇年 〇月〇〇日

福岡県知事 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇一丁目 1 番 1 号

届出者 〇〇〇株式会社

氏名 代表取締役 〇〇〇〇

次のとおり、事業規程の変更をしたので、計量法 第 1 1 0 条第 1 項後段の規定により、別添のとおり届け出ます。

1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号

質量に係る計量証明の事業 第〇〇〇号

2 変更のあった事項

第〇〇条第〇項 組織 (計量管理者)、組織図 (別紙〇) 及び計量証明書 (別紙〇) の変更

新) 一般主任計量者 〇〇〇〇

旧) 一般主任計量者 〇〇〇〇

第〇〇条第〇項 計量証明用設備、設備管理台帳 (別紙〇)、計量の方法 (別紙〇) 及び 計量証明書 (別紙〇) の変更

新) 電気式はかり ひょう量 50t 目量 10kg 1 台

旧) 台手動はかり ひょう量 40t 目量 20kg 1 台

※次の事項で変更のあった事項について新旧を示してすべて記載 (別紙による記載でもよい)

〇計量法施行規則第 43 条 2 項による定めるべき事項。

一 計量証明の対象となる分野に関する事項

二 計量証明を実施する組織に関する事項

三 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項

四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項

五 計量証明に係る証明書 (以下「計量証明書」という。) の発行に関する事項

(計量証明書に法第 110 条の 2 第 1 項の標章を付す場合は、標章の取扱いに関する事項を含む。)

六 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項　七 省略　八 前各号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項

※事業規程に記載された固有名称等（事業者名、事業所名、所在地、役職名、計量管理者名、計量証明に使用する器具等）が変更の場合は、必ず届出が必要となり得る。（証となる書面が必要となる場合がある）

注)「計量証明事業登録申請書」の記載事項に変更があった場合は、「登録申請書記載事項変更届」による届け出が必要。(申請者の住所・名称及び代表者名、事業所の所在地使用する特定計量器等、計量士(一般主任計量者))

### 3 変更の事由

#### 計量管理者及び計量証明用機器の変更のため

※組織変更、計量管理者の異動、事業場移転、合併による名称の変更等の変更事由を記載  
(別紙による記載でもよい)